

国民健康保険加入者、高齢者受給者及び老人医療受給者の方へ

現在入院中で、食事等の減額認定を受けている方は、減額認定証の有効期限が平成 17 年 7 月 31 日(日)までとなっており、8 月 1 日以降利用できませんので、切り替えの手続きを、役場国民健康保険係で 8 月以内に行なってください。

また、今後入院される方は、入院される月以内に減額認定の手続きをお願いいたします。

※手続きの際は必ず、**国民健康保険証・高齢者受給者証・老人医療受給者証**のいずれかと**印鑑**を持参してください。

＊過去 1 年以内に申請日より 91 日以上入院（非課税世帯）にしている方は、食事の標準負担額が 500 円に減額されますので、「病院の領収書」など 91 日以上入院していることが確認できるものもお持ちください。

●入院時の食事に係る標準負担額（1 日あたり）

標準負担額減額	負担額	国民健康保険証	高齢者受給者証 （国保加入者）	老人医療受給者証
一 般	780円	住民税課税世帯（国保加入者）		住民税課税世帯
低 所 得 Ⅱ	650円	住民税非課税世帯（国保加入者）		住民税非課税世帯
	500円	入院が 91 日以上の方		
低 所 得 Ⅰ	300円	住民税非課税(国保加入者)で総所得金額が 0 円である者		住民税非課税で総所得金額が 0 円である者

上記に該当される方は、役場国民健康保険係に申請をされると、減額認定証が交付されますので、**入院前に必ず病院窓口**へ提示してください。

